

健 第 1 1 0 6 号
平成29年12月19日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県病院協会長

」 殿

岡山県保健福祉部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたので、貴会員への周知をお願いします。

なお、「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の別記様式6-1について、百日咳の項目が削除されましたが、当面の間は現在配布している様式を使用していただきますようお願いいたします。ただし、百日咳の項目は記入不要です。

また、本通知は次のホームページに掲載しています。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

【担当】

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班

TEL:086-226-7331 FAX:086-225-7283

健感発 1215 第 2 号

平成 29 年 12 月 15 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
{ 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公 印 省 略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する
省令（平成 29 年厚生労働省令第 131 号）が本日公布されたところである。

これを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第
1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（平成 18 年 3 月 8 日健感発第
0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管
理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「基準」という。）の一部を別添の新旧対
照表のとおり改正し、平成 30 年 1 月 1 日から適用することとする。今回の改正の趣旨及
び概要は下記の通りである。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実
施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

百日咳については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成
10 年法律第 114 号）第 14 条第 2 項に基づき、五類感染症（定点把握疾患）として指定
医療機関から届け出られているところであるが、現行制度では、成人を含む百日咳患者
の発生動向が、適時かつ正確に把握できず、対応に遅延が生じる可能性がある。

また、風しんについては、風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省
告示第 122 号）に基づき、平成 32 年度までに排除状態を達成するために、発生例を直ち
に把握する必要がある。

このため、百日咳については、五類感染症（全数把握疾患）とし、風しんについては、

患者の氏名、住所等を直ちに届出にする等、基準の一部について改正を行うこととする。

第二 改正の概要

- 1 「第6 五類感染症」の「百日咳」の項を全数把握疾病の項目に移動し、「(2) 臨床的特徴」、「(3) 届出基準」及び「(4) 届出のために必要な臨床症状」の表現を適正化するとともに、別記様式5-20に「百日咳発生届」の様式を追加する。
- 2 「第6 五類感染症」の「風しん」の項における「(2) 臨床的特徴」及び「(4) 届出のために必要な要件」の表現を適正化するとともに、「(3) 届出基準」の届出期限を「直ちに」に変更する。また、別記様式5-21「風しん発生届」の検査方法の表現を適正化する。
- 3 その他所要の改正を行う。

第三 その他

基準については下記の URL を参照すること。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html

第四 適用日

平成 30 年 1 月 1 日

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第 1 ～ 5 (略)	第 1 ～ 5 (略)
第 6	第 6
1 ～ 1 9 (略)	1 ～ 1 9 (略)
<u>2 0</u> 百日咳	<u>3 1</u> 百日咳
(1) 定義 <i>Bordetella pertussis</i> によって起こる急性の気道感染症である。	(1) 定義 <i>Bordetella pertussis</i> によって起こる急性の気道感染症である。
(2) 臨床的特徴 潜伏期は通常 5 ～ 1 0 日（最大 3 週間程度）であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。 <u>乳児（特に新生児や乳児早期）ではまれに咳が先行しない場合がある。</u> 典型的な臨床像は顔を真っ赤にしてコンコンと激しく <u>発作性に</u> 咳込み（スタッカート）、最後にヒューと音を立てて息を吸う発作（ウープ）となる。 <u>嘔吐や無呼吸発作（チアノーゼの有無は問わない）を</u>	(2) 臨床的特徴 潜伏期は通常 5 ～ 1 0 日（最大 3 週間程度）であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。典型的な臨床像は、顔を真っ赤にしてコンコンと激しく咳込み（スタッカート）、最後にヒューッと音を立てて <u>大きく</u> 息を吸う発作（ウープ）となる。 <u>嘔吐も伴い、眼瞼の浮腫や顔面の点状出血がみられることがある。幼若乳児や、年長児、また成人では典型的な症状がみられず、</u>

新	旧
<u>伴うことがある。血液所見としては白血球数増多が認められることがある。乳児（特に新生児や乳児早期）では重症になり、肺炎、脳症を合併し、まれに致死性的となることがある。</u> <u>ワクチン既接種の小児や成人では典型的な症状がみられず、持続する咳が所見としてみられることも多い。</u> （３）届出基準 ア 患者（確定例） <u>医師は、（２）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、（４）により、百日咳患者と診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を、７日以内に行わなければならない。</u>ただし、検査確定例と接触があり、（２）の臨床的特徴を有する者については、必ずしも検査所見を必要としない。 イ 感染症死亡者の死体 <u>医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、（４）により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を、７日以内に行わなければならない。</u>	<u>診断が難しいことも少なくない。</u> 乳児では重症になり、<u>特に新生児がかかると無呼吸となり、致死性的となることがある。</u><u>肺炎、脳症を合併することがある。</u> （３）届出基準 ア 患者（確定例） <u>指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（２）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、（４）により、百日咳患者と診断した場合には、法第１４条第２項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</u> イ 感染症死亡者の死体 <u>指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、（４）により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第１４条第２項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</u>

新	旧									
(4) 届出のために必要な検査所見 <table><tr><th>検査方法</th><th>検査材料</th></tr><tr><td><u>分離・同定による病原体の検出</u></td><td rowspan="2"><u>鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体</u></td></tr><tr><td><u>P C R法による病原体の遺伝子の検出</u></td></tr><tr><td><u>抗体の検出</u> <u>(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)</u></td><td><u>血清</u></td></tr></table> ※ <u>P C R法はLAMP法などを含む。</u>	検査方法	検査材料	<u>分離・同定による病原体の検出</u>	<u>鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体</u>	<u>P C R法による病原体の遺伝子の検出</u>	<u>抗体の検出</u> <u>(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)</u>	<u>血清</u>	(4) 届出のために必要な臨床症状 <u>(ア及びイを満たすもの)</u> <table><tr><td><u>ア 2週間以上持続する咳嗽</u></td></tr><tr><td><u>イ 以下のいずれかの要件のうち少なくとも1つを満たすもの</u> <u>(ア) スタッカート及びウーブを伴う咳嗽発作</u> <u>(イ) 新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又は無呼吸発作</u></td></tr></table>	<u>ア 2週間以上持続する咳嗽</u>	<u>イ 以下のいずれかの要件のうち少なくとも1つを満たすもの</u> <u>(ア) スタッカート及びウーブを伴う咳嗽発作</u> <u>(イ) 新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又は無呼吸発作</u>
検査方法	検査材料									
<u>分離・同定による病原体の検出</u>	<u>鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体</u>									
<u>P C R法による病原体の遺伝子の検出</u>										
<u>抗体の検出</u> <u>(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)</u>	<u>血清</u>									
<u>ア 2週間以上持続する咳嗽</u>										
<u>イ 以下のいずれかの要件のうち少なくとも1つを満たすもの</u> <u>(ア) スタッカート及びウーブを伴う咳嗽発作</u> <u>(イ) 新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又は無呼吸発作</u>										
<u>2 1 風しん</u> (1) (略) (2) 臨床的特徴 飛沫感染が主たる感染経路であるが、<u>接触感染も起こりえる</u>。潜伏期は通常2～3週間であり、<u>全身性の</u>小紅斑や紅色丘疹、リンパ節腫脹(全身、特に頸部、後頭部、耳介後部)、発熱を三主徴とする。<u>皮疹は3日程度で消退する</u>。リンパ節腫脹は発疹出現数日前に出現し3～6週間で消退する。発熱は<u>風しん患者の約半数にみられる程度である</u>。<u>カタル症状、眼球結膜の充血を伴うことがあり、成人では関節炎を伴うこともある</u>。<u>風しん患者の多くは軽症であるが、まれに脳炎、血小板減少性紫斑病を合併し入院を要することがある。</u> 妊婦の風しんウイルス感染は、先天性風しん症候群の原因となるこ	<u>2 0 風しん</u> (1) (略) (2) 臨床的特徴 飛沫感染により感染し、潜伏期は通常2～3週間である。<u>冬から春に流行する。症状は、</u>小紅斑や紅色丘疹、リンパ節腫脹(全身、特に頸部、後頭部、耳介後部)、発熱を三主徴とする。リンパ節腫脹は発疹出現数日前に出現し、<u>3～6週間で消退する</u>。発熱は<u>3 8～3 9℃で、3日程度続き、皮疹も3日程度で消退する</u>。<u>脳炎、血小板減少性紫斑病を合併することがある。</u> 妊婦の風しんウイルス感染が、先天性風しん症候群の原因となることがある。									

新	旧
とがある。 (3) 届出基準 ア 患者（確定例） 医師は、（２）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、（４）の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を<u>直ち</u>に行わなければならない。 イ 感染症死亡者の死体 医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、（４）の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を<u>直ち</u>に行わなければならない。 (4) 届出のために必要な要件 ア 検査診断例 届出に必要な臨床症状の１つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。 イ 臨床診断例 届出に必要な臨床症状の３つすべてを満たすもの。	(3) 届出基準 ア 患者（確定例） 医師は、（２）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、（４）の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を<u>７日以内</u>に行わなければならない。 イ 感染症死亡者の死体 医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、（４）の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を<u>７日以内</u>に行わなければならない。 (4) 届出のために必要な要件 ア 検査診断例 届出に必要な臨床症状の１つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。 イ 臨床診断例 届出に必要な臨床症状の３つすべてを満たすもの。

新	旧																
届出に必要な臨床症状	届出に必要な臨床症状																
ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹	ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹																
イ 発熱	イ 発熱																
ウ リンパ節腫脹	ウ リンパ節腫脹																
届出に必要な病原体診断	届出に必要な病原体診断																
<table> <tr> <th>検査方法</th><th>検査材料</th></tr> <tr> <td>分離・同定による病原体の検出</td><td>咽頭拭い液、</td></tr> <tr> <td>検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出</td><td>血液、髄液、尿</td></tr> <tr> <td>抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）</td><td>血清</td></tr> </table>	検査方法	検査材料	分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、	検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	血液、髄液、尿	抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清	<table> <tr> <th>検査方法</th><th>検査材料</th></tr> <tr> <td>分離・同定による病原体の検出</td><td>咽頭拭い液、</td></tr> <tr> <td>検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出</td><td>血液、髄液、尿</td></tr> <tr> <td>抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）</td><td>血清</td></tr> </table>	検査方法	検査材料	分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、	検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	血液、髄液、尿	抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清
検査方法	検査材料																
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、																
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	血液、髄液、尿																
抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清																
検査方法	検査材料																
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、																
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	血液、髄液、尿																
抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）	血清																
<u>2.2</u> 麻疹 （１）～（４） （略） <u>2.3</u> 薬剤耐性アシネトバクター感染症 （１）～（４） （略） <u>2.4</u> RSウイルス感染症 （１）～（４） （略）	<u>2.1</u> 麻疹 （１）～（４） （略） <u>2.2</u> 薬剤耐性アシネトバクター感染症 （１）～（４） （略） <u>2.3</u> RSウイルス感染症 （１）～（４） （略）																

新	旧
<u>2 5</u> 咽頭結膜熱 (1) ～ (4) (略) <u>2 6</u> A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (1) ～ (5) (略) <u>2 7</u> 感染性胃腸炎 (1) ～ (4) (略) <u>2 8</u> 水痘 (1) ～ (4) (略) <u>2 9</u> 手足口病 (1) ～ (4) (略) <u>3 0</u> 伝染性紅斑 (1) ～ (4) (略) <u>3 1</u> 突発性発しん (1) ～ (4) (略)	<u>2 4</u> 咽頭結膜熱 (1) ～ (4) (略) <u>2 5</u> A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (1) ～ (5) (略) <u>2 6</u> 感染性胃腸炎 (1) ～ (4) (略) <u>2 7</u> 水痘 (1) ～ (4) (略) <u>2 8</u> 手足口病 (1) ～ (4) (略) <u>2 9</u> 伝染性紅斑 (1) ～ (4) (略) <u>3 0</u> 突発性発しん (1) ～ (4) (略)

新	旧
(削除)	<u>3 1</u> 百日咳 (1) 定義 <i>Bordetella pertussis</i> によって起こる急性の気道感染症である。 (2) 臨床的特徴 潜伏期は通常 5 ～ 1 0 日（最大 3 週間程度）であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。典型的な臨床像は、顔を真っ赤にしてコンコンと激しく咳込み（スタッカート）、最後にヒューッと音を立てて大きく息を吸う発作（ウープ）となる。嘔吐も伴い、眼瞼の浮腫や顔面の点状出血がみられることがある。幼若乳児や、年長児、また成人では典型的な症状がみられず、診断が難しいことも少なくない。 乳児では重症になり、特に新生児がかかると無呼吸となり、致死的となることがある。肺炎、脳症を合併することがある。 (3) 届出基準 ア 患者（確定例） 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、（4）により、百日咳患者と診断した場合には、法第 1 4 条第 2 項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。 イ 感染症死亡者の死体

新	旧				
	指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、（４）により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第 1 4 条第 2 項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。 （４）届出のために必要な臨床症状（ア及びイを満たすもの） <table><tr><td>ア</td><td>2 週間以上持続する咳嗽</td></tr><tr><td>イ</td><td>以下のいずれかの要件のうち少なくとも 1 つを満たすもの （ア）スタックカート及びウープを伴う咳嗽発作 （イ）新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又は無呼吸発作</td></tr></table>	ア	2 週間以上持続する咳嗽	イ	以下のいずれかの要件のうち少なくとも 1 つを満たすもの （ア）スタックカート及びウープを伴う咳嗽発作 （イ）新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又は無呼吸発作
ア	2 週間以上持続する咳嗽				
イ	以下のいずれかの要件のうち少なくとも 1 つを満たすもの （ア）スタックカート及びウープを伴う咳嗽発作 （イ）新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又は無呼吸発作				
3 2 ～ 4 8 （略）	3 2 ～ 4 8 （略）				
第 7 （略）	第 7 （略）				

新	旧
別記様式 1 ～ 4 (略) 別記様式 5 － 1 ～ 5 － 1 9 (略)	別記様式 1 ～ 4 (略) 別記様式 5 － 1 ～ 5 － 1 9 (略)

新

別記様式 5－20

別記様式 5－20

百 日 咳 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の類型
・患者（確定例） ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男・女	歳（ か月）

4 症状	・持続する咳 ・夜間の咳き込み ・呼吸苦 ・スタックート ・ウーブ ・嘔吐 ・無呼吸発作 ・チアノーゼ ・白血球数増多 ・肺炎 ・痙攣 ・痙攣（急性脳炎の疑いもあります） ・その他（ ）	12 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 家族内感染 ・母親 ・父親 ・同胞 ・祖父母 ・その他（ ） ・不明 2 流行の有無 ・幼稚園 ・学校 ・職場 ・その他（ ） ・不明
5 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体：鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰 その他（ ） 検体採取日（ 月 日）結果（陽性・陰性） ・検体からの病原体遺伝子の検出 検体：鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰 その他（ ） 検体採取日（ 月 日）結果（陽性・陰性） 検査方法：PCR法・LAMP法 ・抗体の検出 抗体の種類：抗PT IgG ・その他（ ） 結果：単一血清で抗体価の高値 抗体価（ ）検体採取日（ 月 日） ・ペア血清で抗体価の有意上昇 検体採取日（1回目 月 日 2回目 月 日） 抗体価（1回目 2回目 ） 検査方法：EIA・その他（ ） ・その他の検査方法（ ） 検体（ ） 検体採取日（ 月 日） 結果（ ） ・臨床決定：検査確定例（ ）との接触	②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ） ③百日せき含有ワクチン接種歴 1回目 有（ か月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 2回目 有（ か月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 3回目 有（ か月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 追加接種 有（ 歳）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） その他：海外で成人用百日せき含有ワクチン（Tdap）の接種歴がある場合 接種年月日（H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明）
6 初診年月日	平成 年 月 日	
7 診断（検査（※））年月日	平成 年 月 日	
8 入院年月日（入院例のみ）	平成 年 月 日	
9 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
10 発病年月日（*）	平成 年 月 日	
11 死亡年月日（※）	平成 年 月 日	

（1、2、4、5、12欄は該当する番号等を○で囲み、3、6から11欄は年齢、年月日を記入すること。

（※）欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。

（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4、5欄は、該当するものすべてを記載すること。）

旧

（新規）

別記様式 5 - 2 1

(※) 欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。(＊) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
11, 12, 19 欄は、該当するものをすべてを記載すること。

別記様式 5 - 20

4.5欄は、該当するものすべてを記載すること。）

この届出は譲渡日から7日以内に行ってください

新	旧
別記様式 5－ <u>2 2</u> 麻しん (略)	別記様式 5－ <u>2 1</u> 麻しん (略)
別記様式 5－ <u>2 3</u> 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (略)	別記様式 5－ <u>2 2</u> 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (略)

新

別記様式 6－1 感染症発生動向調査(小児科定点)

別記様式6-1

感染症発生動向調査（小児科定点）

週報

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名:

		0～5 カ月	6～11 カ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20歳 以上	合計		
1	RSウイルス感 染症	男															男	RSウイルス感 染症
		女															女	
2	咽頭結膜熱	男															男	咽頭結膜熱
		女															女	
3	A群溶血性レン サ球菌咽頭炎	男															男	A群溶血性レン サ球菌咽頭炎
		女															女	
4	感染性胃腸炎 *	男															男	感染性胃腸炎 *
		女															女	
5	水痘	男															男	水痘
		女															女	
6	手足口病	男															男	手足口病
		女															女	
7	伝染性紅斑	男															男	伝染性紅斑
		女															女	
8	突発性発しん	男															男	突発性発しん
		女															女	
9	ヘルパンギーナ	男															男	ヘルパンギーナ
		女															女	
10	流行性耳下腺炎	男															男	流行性耳下腺炎
		女															女	

* 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

別記様式 6－2 ～ 6－7 （略）

旧

別記様式 6－1 感染症発生動向調査(小児科定点)

別記様式6-1

感染症発生動向調査（小児科定点）

週報

調査期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名:

		0～5 カ月	6～11 カ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20歳 以上	合計		
1	RSウイルス感 染症	男															男	RSウイルス感 染症
		女															女	
2	咽頭結膜熱	男															男	咽頭結膜熱
		女															女	
3	A群溶血性レン サ球菌咽頭炎	男															男	A群溶血性レン サ球菌咽頭炎
		女															女	
4	感染性胃腸炎 *	男															男	感染性胃腸炎 *
		女															女	
5	水痘	男															男	水痘
		女															女	
6	手足口病	男															男	手足口病
		女															女	
7	伝染性紅斑	男															男	伝染性紅斑
		女															女	
8	突発性発しん	男															男	突発性発しん
		女															女	
9	百日咳	男															男	百日咳
		女															女	
10	ヘルパンギーナ	男															男	ヘルパンギーナ
		女															女	
11	流行性耳下腺炎	男															男	流行性耳下腺炎
		女															女	

* 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

別記様式 6－2 ～ 6－7 （略）